

お住まいのお悩み ございませんか？

対象エリア

*弊社リノベーション物件 (HP掲載中)

埼玉・東京・神奈川・千葉

戸建から駅近くの
マンションに
住み替えたい



親の近所で
家を探したい



自宅を売却したい
けどどうすればいいの？



使っていない部屋
を活用したい

部屋をスッキリ
片づけたい



リフォームの
ポイント・注意点を
知りたい



株式会社 武蔵野ハウジング

所在地：埼玉県朝霞市西原1-1-28ガウスビル
5階

FAX：048-487-1161

E-MAIL：housingcustomer@ms-net.co.jp

HP：http://www.ms-housing.co.jp/



048-474-2555

(受付時間/9:00~17:00、*お問い合わせの際は「チラシを見た」とお伝えください。)

Facebookもチェック





いよいよ民泊が解禁されます

6月15日に「住宅宿泊事業法（民泊法）」が施行されました。
2020年の東京五輪を控え、訪日外国人はますます増えていくと予測されており
宿泊施設の不足が懸念されているなか、法的に民泊が認められることになりました

そもそも「民泊」とは、一般の住宅の空き家や空き室を有料で貸し出す
宿泊サービスのことです。

民泊法の最大の特徴は、事業者が**事前登録**、**届け出**を行わなければ
ならないことです。

- 主なルール
- ・既存の住宅であること
（本来、人が生活するべき部屋や一戸建住宅が対象）
 - ・営業は年間180日
 - ・無届け営業は100万円以下の罰金
 - ・法で定めた標識を掲示
 - ・本人確認や宿泊名簿が必要
 - ・宿泊者1人あたりの最低床面積は3.3㎡

《民泊事業者の届け出状況》（観光庁発表 6月8日時点）

全 国	2707件		
1 都 3 県	1129件		
東京23区	823件		
横 浜 市	49件	川崎市	11件

最も多かったのは、新宿区106件で、次に、渋谷区90件、
台東区87件、豊島区72件、墨田区70件と続きます。

多くの自治体で届け出が低調なのは、自治体独自の上乗せ規制も影響
（例、川口市は商業地以外は営業を夏の62日間に制限 等）

 **気になる部分だけのリフォームも承っております。お気軽にご相談ください。**

■手摺

足元が不安なお風呂場や、立ち屈みをするトイレ等
ご心配なところに。

■物干し

ベランダやお庭の物干しの利用が大変という方に。

その他にも・・・

段差の解消や見やすい色への変更等、
生活の不便を解消し、暮らしやすい住まいにするお手伝いを致します。

